

本日の説明のポイント

1 総合事業の概要

- (1) 総合事業の移行時期 平成29年4月1日
- (2) 移行の方法 一斉移行
- (3) 事業所指定で実施する事業
 - ・訪問（相当・緩和）サービス
 - ・通所（相当・緩和）サービス

2 対象者と利用手続き及びサービス利用について

- (1) 対象者
 - ・要支援認定を受けた方
 - ・基本チェックリストを実施し、事業対象者と判定された方
- (2) 利用手続き
 - ・要支援認定
 - ・基本チェックリスト実施（地域包括支援センターによる確認が必要）
- (3) 利用者負担
介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じ

3 会津若松市訪問サービス・通所サービス

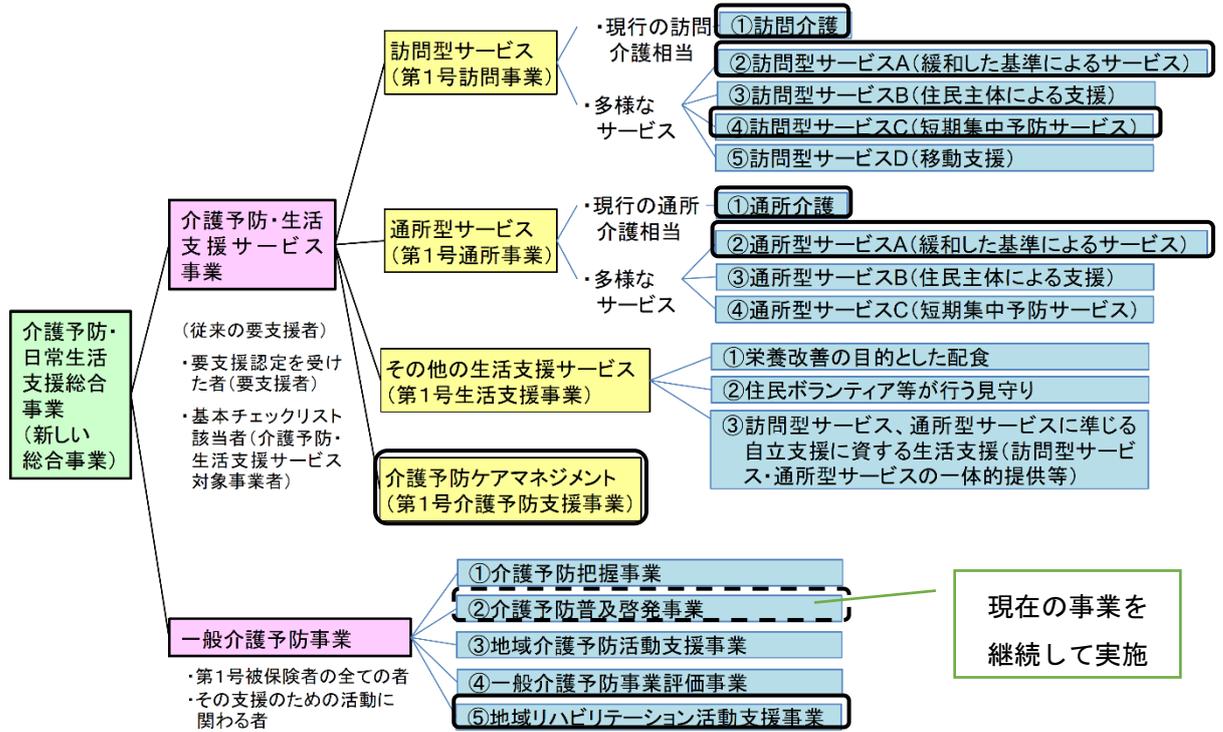
- (1) 事業者の指定
 - ・平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者
→平成27年4月1日に総合事業（**現行相当サービス**）の指定を受けたものとみなされる。
 - ・平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者
→みなし指定の対象にならない。
年度内の申請により平成29年4月1日にそれぞれ、訪問相当サービス・訪問緩和サービス、通所相当サービス・通所緩和サービスの指定を行う。

4 介護予防ケアマネジメント

- ・予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が住民登録した住所地の担当地域包括支援センターが実施
- ・本市においては、移行当初はケアマネジメントAのみ実施する方向で検討中

【図 1】

□ =平成29年4月から本市で提供するサービス



【図 2】

利用手続き図

